

学校法人エリザベト音楽大学寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、学校法人エリザベト音楽大学と称する。

第2条 この法人は、事務所を広島県広島市中区鞆町4番15号（エリザベト音楽大学内）に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、カトリック精神に基づいて他者のために生きる人を育てることを目的とする。

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) エリザベト音楽大学大学院音楽研究科
- (2) エリザベト音楽大学音楽学部
(音楽文化学科、演奏学科)

第3章 役員及び理事会

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

第6条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

7 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

8 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって決める。

- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。但し、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 理事会に付議される事項につき、他の理事に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 7 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、予め理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

第 8 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

第 9 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

第 10 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した他の理事が、その職務を代理し又はその職務を行う。

第 11 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は、理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

第 12 条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) エリザベト音楽大学学長
- (2) 評議員のうちから理事会において選任した者
2 人以上 3 人以内

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者

1人以上2人以内

(4) カトリックイエズス会日本管区管区長の推薦した者

1人

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

第13条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

第14条 役員（第12条第1項第1号に規定する理事を除く。この条において以下同じ。）の任期は、4年とする。但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第15条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第4章 評議員会及び評議員

第17条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、15人以上20人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合には、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 9 評議員会に付議される事項につき、他の評議員に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。
- 10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

第18条 第8条の規定は、評議員会の議事録について準用する。同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員1人以上」と読み替えるものとする。

第19条 次に掲げる事項については、理事長において予め評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時金の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散
- (6) 寄附金品の募集に関する事項
- (7) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

第20条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第21条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会において選任した者
2人以上3人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25才以上の者の中から理事会において選任した者
2人以上3人以内
- (3) 理事の中から理事の互選によって定められた者
5人以上7人以内
- (4) 学識経験者の中から理事会において選任した者

6人以上7人以内

2 前項第1号、第3号に規定する評議員は、この法人の職員又は理事の職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第22条 評議員の任期は4年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

第5章 資産及び会計

第24条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

第25条 この法人の資産はこれを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

第26条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

第 30 条 予算及び事業計画は毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

第 31 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

第 32 条 決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

第 33 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 11 条第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第 34 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

第 35 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

第 36 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

第 38 条 この法人が合併をしようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

第39条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 寄附行為の変更は、法令により届出事項とされた事項を除き、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第8章 公示の方法その他

第40条 この法人の公告は、この学校法人エリザベト音楽大学の掲示場に掲示して行う。

第41条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則 この寄附行為の変更は、文部大臣認可の日（昭和38年1月21日）から施行する。

附 則 この寄附行為の変更は、文部大臣認可の日（昭和41年3月31日）から施行する。

附 則 この寄附行為の変更は、昭和41年12月26日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 この寄附行為の変更は、昭和51年2月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 この寄附行為の変更は、文部大臣認可の日（平成2年3月19日）から施行する。

附 則 この寄附行為の変更は、平成5年3月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 この寄附行為の変更は、文部大臣の認可の日（平成12年5月24日）から施行する。

附 則 この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月26日）から施行する。

附 則 この寄附行為の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則10. この寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可の日（平成25年5月22日）から施行する。